

コンプライアンス

■基本的な考え方

当社グループが株主・投資家の皆さまやお客さまからのゆるぎない信頼を確保するためには、地域社会・お客さまとのリレーションを一層深め、個々のニーズや課題の解決に向けて徹底的に取り組み、確かなソリューションを提供することで、より強固な経営基盤を確立するとともに、コンプライアンス重視の経営を実践していくことが大切であると考えております。

こうしたなかで、当社グループでは、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、企業倫理を風土として定着させるため、コンプライアンス態勢の確立やその周知徹底などに全力で取り組んでおります。

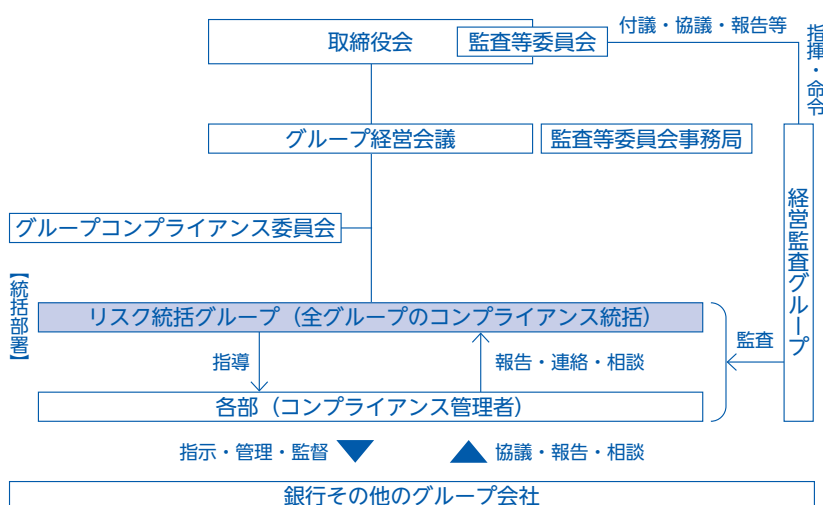
■コンプライアンス体制

法令及び社会的規範の遵守の徹底と企業倫理の確立を図るため、「グループコンプライアンス委員会」を設置し、法令等遵守に関する事項を審議・検討するなど、コンプライアンス違反の未然防止の徹底を図っております。

また、当社グループは各社の部にコンプライアンス管理者を配置し、法務情報の交換や日常的なコンプライアンス状況の点検を実施するとともに、「リスク統括グループ」による法令等遵守に係る一元管理体制と統括機能の強化に継続的に取り組んでおります。

さらに、経営監査グループが独立した立場からのモニタリングを実施することで、内部牽制機能の強化を図っております。

■コンプライアンス体制（2024年4月1日現在）



■コンプライアンス・プログラム

コンプライアンスを実現するための実践計画として「グループコンプライアンス・プログラム」を半期毎に取締役会において決議し、それに基づいた取組みを着実に実施しております。

具体的には、当社グループは、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し社内イントラネット等に公開のうえ、階層別研修やコンプライアンス管理者を対象とした研修の実施等、さまざまな活動を通じてその周知徹底を図るとともに、法令等遵守に対する経営陣の積極的関与とコンプライアンスの一元的管理体制の強化を通してチェック体制の整備を進めております。

このような「グループコンプライアンス・プログラム」については、四半期毎に進捗状況や達成状況を取締役会等にて検証し、問題点の把握と課題の解決に努めるなかで、高いレベルのコンプライアンスの実践に向けた不断の取組みを進めております。

■マネー・ローンダリング等防止体制

▷マネー・ローンダリング防止態勢

当社グループでは、FATF等の国際機関の要請や、国内外のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与（以下「マネー・ローンダリング等」という）に関する規制法令等によるマネー・ローンダリング等の防止に向けた取組みの高まりから、マネー・ローンダリング等の防止を重要な経営課題の一つと捉え、経営陣の関与の下、組織全体として実効性のある管理態勢整備を行っております。

具体的には、健全な経済活動に重大な悪影響を与えるマネー・ローンダリング等に当社グループの各種取引や商品・サービスが利用されるのを防止する為、取引開始時の取引時確認や最新のお客さまに関する情報を定期的に確認する

取組み等の強化、資産凍結措置対象者等の経済制裁者との取引防止、疑わしい取引の検知強化等を中心とした対策に、AI等の最新のテクノロジーも活用しながら取り組んでおります。

当社グループを取り巻く事業環境・経営戦略等を踏まえ、リスクベース・アプローチによるマネー・ローンダリング等のリスク特定・評価を行い、当該リスクに沿った低減措置を図り、マネー・ローンダリング等防止に向けた取組みを行っております。

▷ 贈収賄・汚職防止態勢

当社グループでは、贈収賄・汚職防止に関する法令遵守についてグループ内の規定に定め、コンプライアンス上の重要な事項の一つと捉え、経営陣の関与の下、贈収賄・汚職防止に向けた取組みを行っております。

具体的には、接待・贈答等に対する事前承認制度、公益通報者保護法に基づく内部通報制度、内部監査等によるモニタリングや役員員に対する研修・テストを定期的を実施すること等により内部管理態勢の強化を図り、贈収賄・汚職防止に向けた継続的な取組みを行っております。

■ 反社会的勢力への対応

当社グループは、2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、他社（信販会社等）との提携による金融サービスの提供等の取引を含め一切の関係を遮断しております。

リスク統括グループを反社会的勢力等との関係遮断の統括部署として定め、反社会的勢力等との関係遮断を図るため、内部規定を策定するとともに、研修及び啓発体制を構築し、グループ内に周知徹底しております。

また、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な関係構築に努めるなど、取引関係遮断の体制を整備しております。万一、不当要求があった場合には、断固たる態度で臨み、必要に応じ民事上または刑事上の法的対応を行うことにしております。

■ 指定紛争解決機関

広島銀行は、下記の指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結しております。下記団体では、お客さまからの苦情の申し出及び紛争の申立てを受付しております。

銀行業務

一般社団法人全国銀行協会

連絡先 全国銀行協会相談室

(https://www.zenginkyo.or.jp/adr/)

【ご相談窓口】電話0570-017109 または 03-5252-3772

信託業務

一般社団法人信託協会信託相談所

(https://www.shintaku-kyokai.or.jp/consultation/information.html)

【ご相談窓口】電話 0120-817-335（フリーダイヤル）または
03-6206-3988

■ 内部通報制度

▷ 内部通報制度（ホットライン）

当社グループは、不祥事件の未然防止及び早期発見のため、公益通報者保護法に基づく内部通報制度（ホットライン）を制定しております。内部通報制度の実効性を確保するため、通報者・調査協力者に不利益が生じないように保護措置を講じるとともに、複数の通報手段を設定し、また2020年3月には外部受付窓口にて女性弁護士（非顧問）を追加しております。

実効性のある内部通報制度（ホットライン）は、当社グループの自浄作用の向上やコンプライアンス重視の経営に寄与し企業価値の向上につながると考え、各種会議や研修、コンプライアンス勉強会等において、内部通報制度の内容及び重要性について当社グループの従事者に対して周知を図っております。

■ 「ホットライン」の受付窓口・通報手段

受付窓口	リスク統括グループ	顧問弁護士、女性弁護士（非顧問）
通報手段	内線、専用電話、携帯電話、電子メール、面談	専用電話、携帯電話、電子メール